

2013年12月2日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 田村 憲久 様

定期接種の接種間隔についての要望書

全国保険医団体連合会
地域医療対策部
医科部長 中島 幸裕

前略 予防接種行政に対するご尽力に敬意を表します。

さて、現在、予防接種実施規則による接種間隔を超えた場合、接種期間内であっても定期接種とみなされず、任意接種と判断される場合があります。定期接種として公費によって実施されなければ、高額な接種費用負担のために接種をためらう家庭も少なくありません。ワクチンで防げる病気であるにも関わらず、費用負担によって接種が妨げられる結果、疾病の発生が増加し、まん延してしまう可能性があります。また予防接種の副反応による健康被害救済制度についても、定期接種と任意接種では大きな差があります。

現在、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、通常の間隔を超えてしまった場合でも、定期の予防接種として取り扱えるよう検討がされています。標準的な接種期間の推奨は必要ですが、通常の間隔に接種できなくても、接種期間内であれば定期接種とすべきです。上位法である政令の間隔内であっても、下位法である省令にある間隔を優先して任意接種と判断すべきではありません。

以上を踏まえ、全国保険医団体連合会は、下記の事項の実現を強く求めます。

記

- 一 予防接種実施規則の間隔を超えてしまった場合でも、予防接種施行令の間隔内であれば、通常の間隔とすること。

以上